合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社サンコーと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年五月三十日

福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋一九七番地一

株式会社福岡メディカルリース

代表取締役　柏木　重人

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である福嶋佐智子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年五月三十日

東京都文京区水道一丁目八番八号

ブルーベルカンパニー株式会社

日本における代表者　福嶋佐智子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である加藤真由美が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年五月三十日

長野県北安曇郡白馬村大字神城二二二七二番地三

スチュータックアコモデーションサービス株式会社

日本における代表者　加藤真由美

限定承認公告

本籍岐阜県多治見市笠原町二〇五八番地三、最後の住所岐阜県多治見市笠原町二〇五八番地の三

被相続人　亡　臼井　勝治

右被相続人は平成二十三年三月一日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十九日岐阜県家庭裁判所多治見支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

岐阜県多治見市笠原町二〇五八番地の三

相続財産管理人　臼井　京子

限定承認公告

本籍福井県小浜市須縄第三〇号一四番地、最後の住所京都市上京区新町通上立売上る西大路町七四番地アストロ・プラザⅡ一〇二号

被相続人　亡　西本　富子

右被相続人は平成二十三年二月三日死亡し、その相続人は平成二十三年五月十八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

京都市上京区新町通上立売上る西大路町七四番地アストロ・プラザⅡ一〇二号

限定承認者　西本　佳男

限定承認公告

本籍鳥取県西伯郡伯耆町谷川八六九番地三、最後の住所鳥取県西伯郡伯耆町谷川二七四番地三

被相続人　亡　木島　芳江

右被相続人は平成二十三年一月十日死亡し、その相続人は平成二十三年四月二十七日鳥取家庭裁判所米子支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年五月三十日

鳥取県米子市東福原八丁目二五番一二号

限定承認者　生田千恵子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は平成二十三年六月三十日をもって第二種金融商品取引業の廃止を決定いたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定に基づき公告いたします。

平成二十三年五月三十日

東京都品川区上大崎二丁目二四番一五号

株式会社アクロス

代表取締役　渡辺　完勇

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億五千万円（ただし、B号優先資本金につき金二億五千万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年四月十八日付官報の号外第八十二号五十三頁に掲載されています。

平成二十三年五月三十日

群馬県高崎市問屋町三丁目五番地の一

株式会社鳥屋銅鐵店

代表取締役　鳥屋　隆

訂正公告

平成二十三年五月二日掲載の基準日設定につき通知公告中、「平成二十三年六月二日開催予定の臨時株主総会」とあるのを「平成二十三年六月三十日開催予定の臨時株主総会」に訂正します。

平成二十三年五月三十日

東京都港区新橋五丁目二三番七号

シンバイオ製薬株式会社

代表取締役社長　吉田　文紀

訂正公告

平成二十二年六月十五日（号外第一二五号）掲載の第六十二期決算公告（枠組）中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

正誤

ページ	段	行	誤	正
四〇	上	一三	又は	及び
四五	〃	二〇	又はの規定	の規定
四八	下	終りから一五	若しくは震災特例法	若しくは震災特例
四八	〃	二〇	同日（同号外特）公布財務省令第二十号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則）（印刷誤り）	同日（同号外特）公布財務省令第百十二号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令）（印刷誤り）
四〇	上	一	四更正請求書	法第四条第二項に規定する更正請求書
四五	〃	二〇	二〇〕	第百十二号
四八	下	終りから一	又はの規定	の規定
四八	〃	二	二〇若しくは又は震災特例法	第二十九号
八一	下	終りから四	「所得税額等の還付金額（14）」	「所得税額等の還付金額（14）」
八二	〃	二～一	うち、いずれか	うち、いずれか
八二	上	一〇	「所得税額等の還付金額（16）」	「所得税額等の還付金額（16）」
八四	〃	一	「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（8）と(11)のうち少ない金額）」	「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（8）と(11)のうち少ない金額）」
八四	〃	一〇	「欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額（8）と(11)のうち少ない金額）」	さ （12） の誤り。 」
八六	下	一一	「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額（別表七(一)付表一「8」－「12」）」	「支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る金額（別表七(一)付表一「8」－「12」）」
八六	下	一一	など	なお

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月三十日付第一一一号ニ
調達第九八号ニ四ページ●

四ページ●同日付第一一二号九六ページ●同日付政府
四月二十八日付参会第一三号七二ページ

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）